令和８年８月19日

世界平和統一家庭連合
清算人　弁護士　伊藤　尚

債権申出を検討されている皆さまへ（４）

世界平和統一家庭連合（以下「本法人」といいます。）について、令和８年３月４日、清算手続が開始しました（東京地方裁判所令和５年（チ）第43号）。当職は、同年５月20日付「債権申出を検討されている皆さまへ（３）」をもって、債権申出の方法等についてご案内しましたが、その後、プライバシーポリシー等を改訂するとともに、書面（郵送）により債権申出をする皆さまへの案内事項を補記しましたので、以下のとおりご連絡いたします。

１．債権申出の方法について

債権を有するとお考えの皆さまは、次の２つの方法により、債権申出を行うことができます。

①オンライン債権申出フォームによる債権申出
②書面（郵送）による債権申出

①オンライン債権申出フォームにより債権申出をされる皆さま

→オンラインで債権申出を行うためにはマイページの開設が必要であり、アカウント登録を行うことで、マイページを開設することができます。画面の案内に従って、オンライン上で申出をすることができます。

②書面（郵送）により債権申出をされる皆さま

→４頁目の「書面（郵送）により債権申出をされる皆さまへ」をご覧ください。リンク先には、「債権申出書」（PDF）を掲載し、同書には、書面による債権申出をしていただく際の注意事項を記載しています。注意事項を熟読していただき、「債権申出書」（PDF）を印刷の上、必要事項を記載して、所定の提出先に提出することにより、申出をすることができます。

なお、送料は、債権者各自の負担となり、郵送以外の方法は受け付けておりませんので、ご了承ください。代理人弁護士による債権申出の場合には、オンライン債権申出フォームにより債権申出をしてください。

また、債権申出書の郵送にあたっては、記載いただいたページだけでなく、記載がないページも含めて、全てのページを一式でご郵送ください。

１－２．情報の取扱について

債権申出等にあたってのプライバシーポリシーは、こちら【プライバシーポリシー】のとおりです。

プライバシーポリシーにも記載しているとおり、債権を申し出る皆さまが登録・記載した情報の取扱いは、下記のとおりです。

記

ⅰ　献金等情報開示申請に際して登録・記載した情報

個人情報保護法などの法令により認められる場合を除き、ご本人の事前の書面による同意がない限り、献金等情報開示申請に際して登録した情報は、第三者（本法人の職員、元職員、信者その他関係者を含みます。）に対して提供されることはありません。

ⅱ　債権の申出に際して登録等した情報

（１）債権調査をするにあたっての清算人の立場のご説明

清算人は、裁判所の監督のもと、公正中立な立場で清算業務を遂行する者として、適切な調査を尽くした上で、申出債権が、事実と法律に基づき認められるかを判断する職責を負っています。

そこで、債権の申出人が、申出に際して記入した情報や提出した証拠（ただし、ご住所、連絡先、本人確認書類の内容は除きます。）や、申出債権の調査の過程で申出人が提供した情報等（追加提出された証拠や供述内容を含みます。）を、本法人の職員、元職員、信者その他関係者に開示して申し出された債権の調査をすることの可否について、清算人代理人が申出人に面談した際に個別に口頭でご説明し、その同意の有無を確認させていただきます。

（２）債権申出人が同意する場合

本法人の職員、元職員、信者その他関係者に上記の債権申出の内容等を開示して申し出された債権の調査をすることについて、申出人の書面による同意が得られた場合には、同意を得られた範囲で、これらの情報を、債権の申出に対する調査のために、清算人が必要と考える範囲で、調査以外の目的に利用されないように適切な措置を講じたうえで、本法人の職員、元職員、信者その他関係者に開示し、これらの関係者への情報開示及び聞き取り調査を行います。

ただし、申出人の住所、連絡先、申出人から提出された本人確認書類の内容は開示しません。

（３）債権申出人が同意しない場合

債権申出人が、本法人の職員、元職員、信者その他関係者に債権申出の内容を開示して申し出された債権の調査をすることに同意しない場合には、その方法による調査は致しません。

この場合、同意しない内容が、本法人の職員、元職員、信者その他関係者に開示されることはありません。

（４）債権申出人の利益・不利益

債権申出人が提出した証拠だけでは債権申出に記載された献金などの事実を裏付けるには足りない場合に、本法人の職員、元職員、信者その他関係者に債権申出の内容を開示して申し出された債権の調査をすることにより、献金などを行った事実が確認されたときには、申出債権の存在を認定できることがあり得ます。他方で、申出人が主張される献金などについて、過去に既に弁済を受けていたことが判明した場合のように、関係者への聞き取りは、申出人の方にとって、有利にも不利にも働き得ますが、清算人としては、債権の存在について、調査を尽くしてまいりたいと考えておりますので、清算人の立場、職責へのご理解とご協力をお願い致します。

２．債権申出に必要な書類等について

清算人による債権調査のため、原則として、

①　当事者を確認するための資料

②　申出債権を確認するための資料

のご提出（アップロード）をお願いします。詳細は、以下のとおりです。

①　当事者を確認するための資料

㋐　債権者ご本人の本人確認書類として、免許証、マイナンバーカード（マイナンバーの記載がない面）等（こちら【本人確認書類のアップロード】をご参照ください。）

㋑　相続人の方による債権申出の場合には、㋐相続人の本人確認書類に加えて、被相続人の出生から死亡日までの連続した戸籍謄本又は法務局の認証のある法定相続情報一覧図、相続人の現在の戸籍謄本、遺言書（あれば)、遺言書はないが遺産分割協議をしている場合には各相続人の印鑑証明書付きの遺産分割協議書（あれば）

㋒　受遺者の方による債権申出の場合には、㋐受遺者の本人確認書類に加えて、遺言書、遺贈者の戸籍謄本

㋓　代理人の方による債権申出の場合には、㋐依頼者の本人確認書類に加えて、委任状

㋔　成年後見人等による債権申出の場合には、㋐債権者ご本人の本人確認書類に加えて、成年後見人等の代理権を証する書類（審判書・登記事項証明書等）及び成年後見人等の本人確認書類

②　申出債権を確認するための資料

・　寄付などの事実のわかる資料として、通帳、領収書、音声記録、電子メール、購入した現物の画像、その他、一切の資料

なお、債権申出ののち、清算人による検討により、必要がある場合には追加の資料提出や補足説明をお願いする場合があります。

書面（郵送）により債権申出・献金等情報開示申請をされる皆さまへ

以下の「債権申出書」、「献金等情報開示申請書」のリンクをクリックして、「債権申出書」（PDF）、「献金等情報開示申請書」（PDF）を印刷の上、必要事項を記載して、ご提出ください。

・**債権申出書【債権申出書】**
・**献金等情報開示申請書【献金等情報開示申請書】**

提出先は、下記【債権申出書・献金等情報開示申請書の提出先】に記載のとおりです。

なお、債権申出書・献金等情報開示申請書の郵送にあたっては、記載いただいたページだけでなく、記載がないページも含めて、全てのページを一式でご郵送ください。

また、印刷できる環境ではないなどの事情により、債権申出書・献金等情報開示申請書の様式の郵送を希望される場合には、コールセンターにご連絡いただき、債権申出書の様式の郵送を希望する旨ご連絡ください。

【債権申出書・献金等情報開示申請書の提出先】
〒885-0044　宮崎県都城市安久町 5023-1
債権申出等書類受領事務担当　宛

【コールセンター】
電話番号：0570-666542（ナビダイヤル）
電話受付時間：平日午前 9 時～午後 5 時

以　上